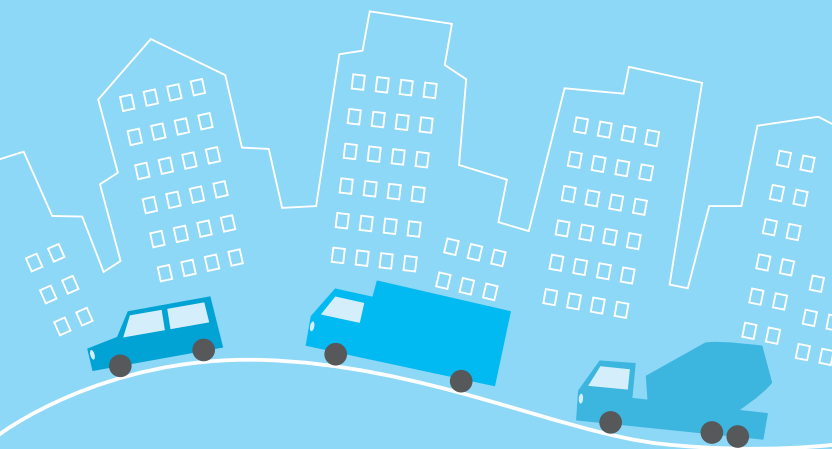


ご契約にあたって



自動車の保険について

自動車に関する保険は、法律で加入が義務付けられている強制保険（自動車損害賠償責任保険。以下「自賠責保険」といいます。）と任意にご加入いただく任意保険（自動車保険）の大きく2種類に分かれています。

自動車の保険

強制保険

法律で加入が義務付けられています。

任意保険

任意にご加入いただく保険です。

自賠責保険

自賠責保険は、自動車事故の被害者救済が目的の保険であり、補償される範囲は対人事故の賠償損害のみになります。

補償額は、被害にあわれた方1人につき、それぞれ死亡の場合は最高で3,000万円、後遺障害の場合は最高で4,000万円、傷害の場合は最高で120万円となります。

自動車保険

自動車保険は、対人事故の賠償損害につき、自賠責保険だけでは足りない部分を上乘せで補償します。

対物事故の賠償損害や自動車を運転する人のけが、自動車自体の損害などは、自賠責保険では補償されず自動車保険で補償されます。



SUP

SUP（自動車総合保険）は個人のお客さまも法人のお客さまも、ノンフリート契約・フリート契約（※）の別にかかわらずご加入いただける総合型の自動車保険です。

●ご契約の対象となる自動車
すべての用途・車種の自動車

●特徴

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、車両保険などの補償はお客さまのご希望により補償の有無を選択することができます。

（注1）対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、車両保険のうち、いずれか1つの補償を必ずご契約いただきます。

（注2）人身傷害補償保険は対人賠償責任保険とセットでご契約いただきます。

損保
ジャパン
の自動車
保険

ONE-Step（個人用自動車総合保険）

ドライバー保険



ご注意

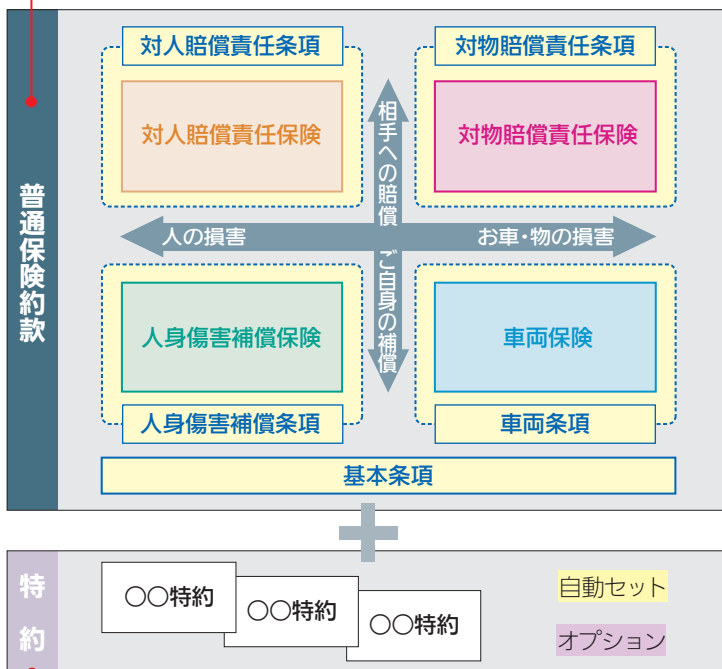
※自動車保険では、自動車保険をご契約になっている「所有・使用自動車」が9台以下のご契約者の場合は「ノンフリート契約」、10台以上のご契約者の場合は「フリート契約」としてご契約いただきます。（損保ジャパン以外の保険会社とご契約されている台数を含みます。）ノンフリート契約の場合は、自動車1台ごとに過去の保険事故歴に応じて設定された等級により保険料の割引・割増が適用されます。フリート契約の場合は、主に自動車保険をご契約の「所有・使用自動車」の台数および契約全体での損害率によってご契約者ごとの割引・割増が適用されます。なお、フリート契約の場合、損保ジャパンではSUPでのご契約となります。

約款について

1 約款とは

お客さまと保険会社のそれぞれの権利・義務など保険契約の内容を詳しく定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

- 普通保険約款は、次の①②から構成されています。
 - ①基本的な補償内容を定めた **対人賠償責任条項**
対物賠償責任条項 **人身傷害補償条項** **車両条項**
 - ②保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めた **基本条項**



- 特約は、普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので次の2種類があります。

自動セットの特約：ご契約の内容により必ず付帯される特約
オプションの特約：ご希望により付帯することができる特約

普通保険約款

詳しくは54ページ以降をご確認ください。

1. 基本的な補償内容を定めた条項

第1章 対人賠償 責任条項	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎりませう。
第2章 対物賠償 責任条項	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。
第3章 人身傷害 補償条項	自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。
第4章 車両条項	事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

【主な記載内容】

- ・ 保険金をお支払いする場合
- ・ 被保険者（補償の対象となる方）
- ・ 保険金をお支払いできない場合
- ・ お支払いする保険金の計算方法など

2. 保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めた条項

第5章 基本条項	保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応に関して、お客さまの権利・義務や当社の権利・義務などを定めた条項で、上記の補償内容を定めた各条項に共通して適用されます。
---------------------	--

【主な記載内容】

- ・ 告知義務（保険契約締結時に告知していただくべき事実と、義務違反のあった場合の取扱い）
- ・ 通知義務（ご契約期間中に通知していただくべき事実と、事実が発生した場合の取扱い）
- ・ ご契約の自動車を譲渡した場合や他の自動車に買い替えられた場合などの取扱い
- ・ 保険契約を解除させていただくケースと解除した場合の契約の効力
- ・ 保険料を追加請求させていただく場合、返還させていただく場合の取扱い
- ・ 事故が発生した場合のお客さまの義務と義務違反があった場合の取扱い
- ・ 保険金支払義務
- ・ 保険金請求権の時効など

特 約

詳しくは121ページ以降をご確認ください。

なお、概要は「SUPの補償内容 **2** 主な特約の概要」（25ページ）をご確認ください。

2 約款をご覧くださいにあたっての注意事項

約款の文中で下線のある用語については、普通保険約款の各条項および各特約の冒頭で、<用語の定義>として、わかりやすくご説明しています。なお、各特約において共通で使用されている用語については、121ページの<用語の定義>でご説明しています。

各特約で個別に使用されている用語

4-3 搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
医療保険金	治療給付金および入院給付金をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
 - ① 契約自動車の運行に起因する事故
 - ② 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下
- (2) (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

共通で使用されている用語

121ページ

特約

用語の定義

この保険契約に付帯される特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
<u>医学的他覚所見</u>	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。なお、保険証券記載の自動車には原動機付自転車を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できず、身体に残された症状または障害をいいます。

3 用語のご説明

1. 保険契約上の権利・義務に関わる人についての用語

用語	解説
契約者	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のいろいろな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
記名被保険者	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
所有者 (車両所有者)	自動車を所有されている方で、保険証券などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。 また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。
保険金 請求権者	損保ジャパンに保険金の支払いを請求することができる方をいいます。

2. 保険契約上の主な専門用語

用語	解説
告知義務	ご契約時に、当社に告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者・記名被保険者などの義務のことをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。他の保険契約等に関する事項も含まれます。
通知義務	ご契約後やご契約期間の中途にご契約の内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を当社に伝えなければならないという、ご契約者・被保険者の義務のことをいいます。
解除	当事者からの意思表示によって、ご契約の効力を解除時点から将来に向かって失わせることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ということがあります。
無効	ご契約のすべての効力がご契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金のことをいいます。
保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。）のことをいいます。
保険価額	その損害が生じた地および時におけるご契約の自動車の価額（ご契約の自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額）のことをいいます。
協定保険価額	ご契約者または車両保険の被保険者と当社がご契約の自動車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約の自動車と同一の用途、車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額により定めます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）のことをいいます。

用語	解説
新車価格相当額	保険契約締結時における、ご契約の自動車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。
市場販売価格相当額	ご契約の自動車と同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗度の自動車を自動車販売店などがお客さまに販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。ただし消費税は市場販売価格に含まれます。
未経過期間	ある時点からご契約期間の末日までの残りの期間のことをいいます。
既経過期間	ご契約期間の初日からある時点までの既に経過した期間のことをいいます。
免責	保険会社は保険事故が発生した場合は、保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事柄が生じたとき（たとえば、保険契約者などの故意、戦争、地震、噴火、津波等による事故などによる損害）は例外としてその義務を免れることをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券に「自己負担額」の記載がある場合は、その自己負担額のことをいいます。

3. 保険契約上の用法として特にご注意いただきたい用語

用語	解説
同居	<ul style="list-style-type: none"> 生活の本拠地として同一家屋に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。 <p>【別居として取り扱う例】</p> <ul style="list-style-type: none"> マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。） 同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。） 単身赴任の場合 就学のために下宿している子（住民票記載の有無は問いません。）
親族	記名被保険者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。
未婚の子	これまでに法律上の婚姻歴がない子をいいます。
用途・車種	<p>用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車などの自動車の種類の区分をいいます。</p> <p>なお、用途・車種の区分は、原則として登録番号または車両番号標の分類番号および塗色に基づき損保ジャパンが定める区分によるものとなります。</p> <p>※自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。 ※このしおりで、自家用8車種とは以下の用途・車種をいいます。</p> <p>①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピング車）</p>
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、原則として内縁を含みます。 ※内縁とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、社会的に事実上の夫婦共同体として婚姻状態にある関係をいいます。

4. その他の用語

用語	解説
工作用自動車	建築工事や土木工事などの作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザーなどをいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店などが顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者などが、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
付属品	自動車の付属品とは、自動車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されているものをいいます。 なお、車室内でのみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器などは、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。 【付属品として取り扱うもの】(例) <ul style="list-style-type: none"> ・自動車に定着されているステレオ・カーナビゲーションシステムなど ・自動車に装備されているスペアタイヤ（1本）、標準工具など ・法令などにより自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルトなど ・オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液など 【付属品として取り扱わないもの】(例) ※自動車に定着または装備されたものであっても車両保険の対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料／ガソリン、軽油、プロパンガス（LPG）など ・法令などにより自動車に定着または装備することを禁止されているもの、エアスポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備のものおよび陸運支局の許可を得たものを除きます。） ・通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、花びん、膝掛など ・その他の自動車用品／洗車用品、ボディーカバーなど
急激かつ偶然な外来の事故による傷害	突発的な予知されない出来事による傷害をいい、疾病は除外されます。ご契約の自動車が他の自動車や電柱に衝突した場合、崖から転落した場合などの通常の自動車事故による傷害はこれにあたります。
法令により定められた運転資格を持たない状態	たとえば、次のいずれかに該当する方が自動車を運転されている状態をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法など法令に定められた運転免許を持たない方 ・運転免許効力の一時停止処分を受けている方 ・運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方 (注) 免許証記載事項の変更届出中、紛失などによる再交付申請中または免許証不携帯中の方は、運転免許を持たない方に該当しません。
競技または曲技のために使用すること 競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用すること	競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレースなどをいい、これらのレースに出場するための練習も含まれます。 曲技とは、サーカス、スタントカーなどをいい、これらのための練習も含まれます。 また、競技または曲技を行うことを目的とする場所（サーキットコースなど）での走行会なども含まれます。

SUPの補償内容

1 基本的な補償内容(普通保険約款)

相手への賠償

人	お車・物
人	お車・物

対人賠償責任保険

1-1 54ページ



補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。

事故の相手の方1名につき※損害賠償額を保険金額を限度としてお支払いします。

※「1名につき」とは、お支払い対象者(相手方)それぞれに対する保険金額であることを意味します。

事故の相手の方が死亡または3日以上入院となった場合は、保険金に加えて右記の金額を臨時費用保険金としてお支払いします。

●死亡の場合・・・15万円

●3日以上入院の場合・・・3万円

(注1) 事故の相手の方1名についての最低保険金額は1,000万円とします。

(注2) 被保険者が負担する損害賠償額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。

補償の対象となる方

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 記名被保険者の承諾を得てご契約の自動車を使用または管理中の方。ただし、自動車取扱業者(自動車修理業者など)の方が業務として受託したご契約の自動車を使用または管理している間を除きます。
- (6) 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合については35ページをご確認ください。

人	相手への賠償 お車・物
人	お車・物

対物賠償責任保険

1-2 60ページ



補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

1事故につき※損害賠償額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を保険金額を限度としてお支払いします。

※「1事故につき」とは、事故1回ごととそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

(注1) 1事故について最低保険金額は20万円とします。また、ご契約の内容によっては無制限と設定できない場合があります。

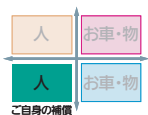
(注2) 保険金額が10億円を超える場合、航空機の損壊や、ご契約の自動車または被けん引自動車に業務として積載中の危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故は、10億円が限度となります。

(注3) 被保険者が負担する損害賠償額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。

補償の対象となる方

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 記名被保険者の承諾を得てご契約の自動車を使用または管理中の方。ただし、自動車取扱業者（自動車修理業者など）の方が業務として受託したご契約の自動車を使用または管理している間を除きます。
- (6) 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎりません。

保険金をお支払いできない主な場合については35ページをご確認ください。



人身傷害補償保険

1-3 67ページ






補償の概要

自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (注1) 損害額（治療費・休業損害・精神的損害など）は、約款に定められた基準に従い損保ジャパンで算出します。
- (注2) 1名についての最低保険金額は3,000万円とします。ご契約の自動車がバスの場合は、別途1事故についての保険金額を設定します。
- (注3) 相手自動車が無保険自動車である場合は、相手方より賠償されるべき損害については、支払保険金の限度額を無制限とします。（損害額を限度とします。）

補償範囲

ご契約タイプ	ご契約の自動車に搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族の方	
	ご契約の自動車搭乗中の事故への補償 	他の自動車※1搭乗中の事故への補償 	歩行中の自動車事故への補償 
搭乗中および車外危険補償	○	○	○
搭乗中のみ補償	○	×	×※2

※1 「他の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有し、または主に使用する自動車は含まれません。また、ご契約の自動車の用途・車種に応じて、次の自動車も含まれません。

ご契約の自動車	他の自動車に含まれない自動車
二輪自動車	原動機付自転車
原動機付自転車	二輪自動車
上記以外	原動機付自転車・二輪自動車

※2 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など一部補償されます。

人身契約自動車搭乗中のみ特約 **4-1** (127ページ) が付帯されている場合は、ご契約の自動車に搭乗中の事故に限定して補償されます。なお、記名被保険者が法人の場合は、自動セットされます。

お客さまご自身またはご家族のいずれかが方が、人身傷害補償保険の適用された自動車保険を既にご契約の場合は、補償が重複することがあります。この場合、「人身契約自動車搭乗中のみ特約」を付帯することにより補償の重複をなくすることができます。

(注) 記名被保険者によってご家族の範囲が異なることがありますので、既にご契約の自動車保険と記名被保険者が異なる場合は、ご家族の範囲にご注意ください。

補償の対象となる方

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 上記以外の方で、ご契約の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の方
- (6) (1)～(5)に定める方のほか、次の①または②のいずれかに該当する方。ただし、これらの方がご契約の自動車の運行に起因する事故により身に傷害を被り、かつそれによってこれらの方に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎります。

①ご契約の自動車の保有者

②ご契約の自動車の運転者

(注1) 自動車取扱業者（自動車修理業者など）の方がご契約の自動車を業務として受託している場合は、これらの方は被保険者に含まれません。

(注2) 極めて異常かつ危険な方法でご契約の自動車または他の自動車に搭乗している方は被保険者に含まれません。

(注3) 人身契約自動車搭乗中のみ特約が付帯されている場合は、(1)～(5)の方についてご契約の自動車搭乗中の事故に限定して補償します。

お支払いする保険金

人身傷害事故によるさまざまな出費を補償します。

■お支払いの対象となる損害例



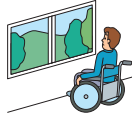
治療費などの
実費



入院に伴う諸費用
通院にかかる
交通費



逸失利益



精神的損害



将来の
介護料

入院・通院
された場合

治療費
などの実費

休業損害
働けない間の収入

精神的損害

など

後遺障害を
被られた場合

治療費
などの実費

逸失利益
労働能力を喪失した
ことにより失った
将来の収入

精神的損害

将来の
介護料

など

お亡くなり
なった場合

治療費
などの実費

逸失利益
お亡くなりになった
ことにより失った
将来の収入

精神的損害

葬儀費用

など

ご注意 これらの損害額は、約款に定められた基準に従い損保ジャパンで算出します。

保険金をお支払いできない主な場合については36ページをご確認ください。

【ご契約の自動車と物の衝突】 (単独事故)



【ご契約の自動車と相手自動車の衝突】 (車対車事故)



補償の概要











事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

ご契約タイプ	概 要
一般条件	ご契約の自動車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・洪水・いたずら・飛び石などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
車対車+A	ご契約の自動車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合、および火災・爆発・盗難・台風・洪水・いたずら・飛び石などによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。

(注1) 車対車+Aとは、車対車衝突危険限定特約 [5-9](#) (160ページ) と車両危険限定特約 (A) [5-10](#) (161ページ) を付帯した車両保険をいいます。

(注2) 上記以外のご加入方法については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

補償範囲

ご契約タイプ	他の自動車との衝突	盗難事故	火災・台風など	単独事故	あて逃げ
一般条件	 ○	 ○ ※2	 ○	 ○	 ○
車対車+A	 ○ ※1	 ○ ※2	 ○	 × ※3	 × ※3

- ※1 相手自動車（ご契約の自動車と所有者が異なる場合にかぎります。）とその運転者または所有者が確認された場合にかぎり補償されます。
- ※2 契約自動車の盗難事故対象外特約5-13(162ページ)が付帯されている場合は補償されません。なお、ご契約の自動車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、契約自動車の盗難事故対象外特約が必ず付帯されます。
- ※3 窓ガラスの破損は補償されます。

補償の対象となる方

ご契約の自動車の所有者

お支払いする保険金

■車両価額協定特約を付帯している場合

ケース	お支払いする保険金(注)
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた協定保険価額※(自動車の時価額)をお支払いします。また臨時費用保険金として、協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。

※協定保険価額は、損保ジャパンが別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに従い、ご契約の自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(または初度検査年月)の自動車の市場販売価格相当額により、5万円の整数倍の金額でお決めいただきます。

■車両価額協定特約を付帯していない場合

ケース	お支払いする保険金(注)
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が事故時の時価額以上となる場合)	保険金額※を限度としてその時の時価額でお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険金額が事故時の時価額よりも低い場合には、損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額に、保険金額の時価額に対する割合を乗じた額をお支払いします。

※保険金額は、損保ジャパンが別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の市場販売価格相当額を参考にして、5万円の整数倍の金額(原動機付自転車および農耕作業用自動車は、1万円の整数倍の金額)でお決めいただきます。

(注) 上記のほか、ご契約の自動車が走行不能となった場合に要する応急処置費用、運搬費用および引取費用などを、保険金額とは別枠でお支払いします。ただし、上記保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、1回の事故につき、15万円または保険金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合については36ページをご確認ください。

2 主な特約の概要

主な特約の概要を掲載しています。補償内容など詳しくは123ページ以降をご確認ください。

種類	特約名称	特約の付帯方法
相手への賠償に関わる特約	対物全損時修理差額費用特約	オプション
	レンタカーの対物賠償保険に関する特約	自動セット レンタカーで対物賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約	人身契約自動車搭乗中のみ特約	オプション 記名被保険者が法人のご契約には必ず付帯されます。記名被保険者が個人のご契約では任意のご選択が可能です。
	バスの人身保険金支払特約	自動セット 自家用バスまたは営業用バスで人身傷害補償保険を適用したご契約に必ず付帯されます。
	搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)	オプション
	搭乗者傷害特約(日額払)	オプション
	搭乗者傷害特約(医療保険金なし)	オプション
	部位・症状別定額払医療保険金倍額特約	オプション
	バスの搭乗者傷害保険金支払特約	自動セット 自家用バスまたは営業用バスで搭乗者傷害特約を付帯したご契約に必ず付帯されます。

自動セット : ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション : ご希望により付帯することができる特約

概 要	約款番号 ページ
<p>対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費と時価額の差額部分に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。</p>	<p>3-3 124ページ</p>
<p>レンタカーの借受人が記名被保険者（レンタカー事業者）の所有する財物などを壊した場合に負担する賠償責任について、対物賠償責任保険で補償する特約です。</p>	<p>3-4 125ページ</p>
<p>人身傷害補償保険の支払対象となる事故をご契約の自動車に搭乗中の事故に限定する特約です。</p>	<p>4-1 127ページ</p>
<p>人身傷害補償保険でお支払いする保険金の1事故限度額を定める特約です。</p>	<p>4-2 127ページ</p>
<p>ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金のうち治療給付金は、医師の治療を受けた場合に1回の事故につき1万円をお支払いします。医療保険金のうち入通院給付金は、入通院日数が5日以上となった場合に、傷害の部位と症状別にあらかじめ定めた金額をお支払いします。</p>	<p>4-3 127ページ</p>
<p>ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金は、事故の日からその日を含めて180日以内の期間において、医師の治療を必要としない程度になおった日までの治療日数に対し、あらかじめ定めた入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。</p>	<p>4-4 132ページ</p>
<p>ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金をお支払いする特約です。</p>	<p>4-5 136ページ</p>
<p>搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）の医療保険金（入通院給付金・治療給付金）を倍額にしてお支払いする特約です。</p>	<p>4-6 139ページ</p>
<p>搭乗者傷害特約でお支払いする保険金の1事故限度額を定める特約です。</p>	<p>4-7 139ページ</p>

種類	特約名称	特約の付帯方法
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約	無保険車傷害特約	自動セット 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害補償保険が適用されている場合を除きます。また、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。
	自損事故傷害特約	自動セット 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害補償保険が適用されている場合を除きます。また、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。
ご自身の自動車の補償に関わる特約	車両価額協定特約	自動セット 自家用8車種で車両保険を適用したご契約に必ず付帯されます。なお、上記以外のご契約では任意のご選択が可能です。ただし、二輪自動車、原動機付自転車、レンタカーなど一部の自動車の場合は除きます。
	車両新価特約	オプション
	車両全損修理時特約	オプション
	車対車自己負担なし特約	オプション
	リースカーの車両費用保険特約	オプション

自動セット : ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション : ご希望により付帯することができる特約

概 要	約款番号 ページ
自動車事故で死亡したり、後遺障害を被ったりした場合で、相手自動車が無保険車などで、十分な賠償が受けられないときに保険金をお支払いする特約です。	4-9 141ページ
自損事故(電柱との衝突など)で、ご契約の自動車の所有者、運転者、搭乗者が死傷し、自賠責保険などで保険金がお支払されない場合に保険金をお支払いする特約です。	4-10 145ページ
ご契約の自動車のご契約時における市場販売価格相当額を車両保険金額として定めることで、事故時の時価額にかかわらず、車両保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。また、全損の場合は、保険金額の10%の額(20万円限度)を臨時費用保険金としてお支払いします。	5-1 149ページ
ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合で、自動車を再取得されたときは、再取得費用(新車価格相当額を限度)に再取得時諸費用保険金を加えてお支払いします(自動車を修理されたときは、新車価格相当額を限度に修理費をお支払いします。) (注1) 盗難による損害はこの特約の対象外です。 (注2) リースカーを対象とする契約にはこの特約は付帯できません。	5-3 151ページ
ご契約の自動車が全損になり、実際に修理された場合は、協定保険価額に50万円を加えた額を限度として保険金(修理費)をお支払いする特約です。	5-4 154ページ
車両保険の自己負担額を5万円に設定したご契約の場合でも、相手自動車との衝突・接触事故(相手自動車の確認が条件となります。)により車両保険金をお支払いするときは、自己負担額をなしとする特約です。	5-5 154ページ
ご契約のリースカーに生じた盗難や偶然な事故によって、リースカーの借主が被る損害(修理費やリース契約中途解約費用)に対して保険金をお支払いする特約です。 【一般条件】 ご契約のリースカーが盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・洪水・いたずら・飛び石などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。 【車対車+A】 ご契約のリースカーが相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合、および火災・爆発・盗難・台風・洪水・いたずら・飛び石などによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。	5-6 155ページ

種類	特約名称	特約の付帯方法
ご自身の自動車の補償に関わる特約	車対車衝突危険限定特約	オプション
	車両危険限定特約 (A)	オプション
	契約自動車の盗難事故対象外特約	<p>オプション</p> <p>二輪自動車および原動機付自転車で車両保険（リースカーの車両費用保険特約を含みます。）を適用したご契約には必ず付帯されます。</p>
	車両保険の適用範囲に関する特約	<p>自動セット</p> <p>精密機械を装着した特種用途自動車、工作用自動車、農耕作業の用に供する自動車、消防自動車およびホースを付属する自動車で車両保険（リースカーの車両費用保険特約を含みます。）を適用したご契約に必ず付帯されます。</p>
	事故時代車費用特約	オプション
	宿泊・移動費用特約	<p>自動セット</p> <p>自家用8車種で車両保険（リースカーの車両費用保険特約を含みます。）を適用したご契約に必ず付帯されます。（車両危険限定特約 (A) を付帯した場合は、車対車衝突危険限定特約を付帯している場合にかぎりません。）ただし、レンタカーもしくは教習用自動車の場合またはフリート契約の場合は除きます。</p>
	休車費用特約	オプション

自動セット : ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション : ご希望により付帯することができる特約

概 要	約款番号 ページ
車両保険の支払対象となる事故を、ご契約の自動車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合の事故に限定する特約です。	5-9 160ページ
車両保険の支払対象となる事故を、火災・爆発・盗難・台風・洪水・いたずら・飛び石などの特約に定められた事故に限定する特約です。	5-10 161ページ
盗難によって生じた損害である場合は、保険金をお支払いしない特約です。 (注1) 車両保険を適用した「二輪自動車および原動機付自転車」には必ず付帯されます。 (注2) 対人・対物賠償責任保険の保険金はお支払いします。	5-13 162ページ
ご契約の自動車の付属品などのうち、特約に記載する物に生じた損害について、その種類により、次のいずれかの取扱いとする特約です。 ①ご契約の自動車の他の部分と同時に損害を被った場合や火災または盗難によって損害が生じた場合にかぎり補償します。 ②補償対象外とします。	5-14 162ページ
事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合(車両保険の保険金の支払対象となる場合にかぎります。)に、修理などで自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。	5-16 163ページ
ご契約の自動車が事故により走行不能となり、かつレッカー車などで運搬された場合(車両保険の保険金の支払対象となる場合にかぎります。)に負担した所定の宿泊・移動費用をお支払いする特約です。 ●宿泊費用の支払限度額 1事故1被保険者につき 1万円 ●移動費用の支払限度額 1事故1被保険者につき 2万円 (注) 故障による走行不能はこの特約の対象外です。	5-17 165ページ
事故により、ご契約の自動車を修理するために入庫する場合や代替自動車を取得する場合(車両保険金が支払われる場合にかぎります。)など、ご契約の自動車を使用できない期間の休車損害に対して定額で保険金をお支払いする特約です。 (注) 保険金の支払対象日数は、実修理期間ではなく、修理工賃額をベースとしたこの特約に定める日数となります。	5-18 166ページ

種類	特約名称	特約の付帯方法
その他の補償などに関する特約	等級プロテクト特約	オプション
	他車運転特約	自動セット 自家用8車種で賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が個人の場合（記名被保険者が法人の場合で個人被保険者を指定している場合を含みます。）にかぎりません。
	他車運転特約（二輪・原付）	オプション
	臨時代替自動車特約	自動セット 以下のご契約に必ず付帯されます。 ・記名被保険者が法人のご契約 ・記名被保険者が個人で、「自家用8車種、二輪自動車および原動機付自転車」以外のご契約
	ファミリーバイク特約（人身）※	オプション
	ファミリーバイク特約（自損）※	オプション
	車両積載動産特約	オプション

※記名被保険者またはそのご家族が、これらの特約を付帯した保険契約を既にご契約の場合は、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

自動セット : ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション : ご希望により付帯することができる特約

概 要	約款番号 ページ
ご契約期間中の1回目の等級ダウンの対象となる事故については等級すえおき事故として取り扱う特約です。事故が1回であれば損保ジャパンと締結する継続後のご契約に継続前のご契約と同じ等級が適用されます。	6-1 168ページ
借用中の自動車を運転中の事故(対人・対物・車両・自損)について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、保険金をお支払いする特約です。 (注1)「借用中の自動車」には、以下の自動車は含まれません。 ●記名被保険者(個人被保険者を指定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主に使用する自動車 ●自家用8車種以外の自動車 (注2)借用中の自動車の車両事故は、ご契約の自動車に車両保険の適用がある場合のみ、対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、ご契約の車両保険で支払対象となる事故にかぎりません。 (注3)借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。	6-2 168ページ
借用中のバイク(二輪自動車および原動機付自転車)を運転中の事故(対人・対物・自損)について、借用中のバイクをご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、保険金をお支払いする特約です。 (注1)記名被保険者(個人被保険者を指定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主に使用するバイクは、「借用中のバイク」には含まれません。 (注2)借用中のバイクの保険に優先してお支払いすることができます。	6-3 171ページ
ご契約の自動車の整備・修理・点検中に臨時に借り受けた自動車をご契約の自動車とみなして対人・対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害特約などの保険金をお支払いする特約です。 (注1)「臨時に借り受けた自動車」には、ご契約の自動車の所有者、記名被保険者または記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。 (注2)臨時に借り受けた自動車の車両事故は、ご契約の自動車に車両保険の適用がある場合のみ、対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、ご契約の車両保険で支払対象となる事故にかぎりません。 (注3)借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。	6-4 173ページ
記名被保険者とご家族が原動機付自転車を運転中などの事故を補償する特約です。 (注1)対人・対物賠償事故、人身傷害事故のみ補償されます。 (注2)運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。	6-5 176ページ
記名被保険者とご家族が原動機付自転車を運転中などの事故を補償する特約です。 (注1)対人・対物賠償事故、自損事故傷害のみ補償されます。 (注2)運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。	6-6 177ページ
盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車に積載中の動産に生じた損害に対して保険金をお支払いする特約です。 盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難(ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。)にあわれたときにかぎり補償の対象となります。車上狙いなど積載動産のみ盗難にあわれた場合は補償の対象外です。 【保険金額】 1事故につき 30万円	6-7 183ページ

種類	特約名称	特約の付帯方法
その他の補償などに関わる特約	弁護士費用特約※	オプション
	個人賠償責任特約※	オプション
	受託貨物賠償責任特約	オプション
	安全運転教育費用特約	オプション
	搭乗中の犯罪被害傷害特約	オプション
	積載中の売上金盗難特約	オプション
	個人情報対策費用特約	オプション
お手続きに関わる特約	契約自動車の入替自動補償特約	自動セット すべてのご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が法人であるフリート契約の場合は除きます。
	安心更新サポート特約	自動セット 自家用8車種で記名被保険者が個人の1年契約に必ず付帯されます。ただし、1～5等級のご契約、フリート契約、明細付契約など一部対象外となるご契約があります。
	継続うっかり特約 正式名称：継続契約の取扱いに関する特約	自動セット 原則としてご契約期間が1年以上のノンフリート契約に必ず付帯されます。

※記名被保険者またはそのご家族が、これらの特約を付帯した保険契約を既にご契約の場合は、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

自動セット : ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション : ご希望により付帯することができる特約

概 要	約款番号 ページ
自動車事故などの被害事故に関する損害賠償請求のために必要な弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。 (注) 業務に使用する財物(ご契約の自動車を除き、ご契約の自動車以外の自動車を含みます。)の被害は対象外です。	6-8 187ページ
記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。 【保険金額】 無制限 ●示談交渉サービス付	6-9 191ページ
ご契約の自動車に積載中の受託貨物が、運送中の自動車事故・火災などの原因で損傷したことにより、運送業者が荷主に対して負担する賠償損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-10 196ページ
ご契約の自動車を運転し、対人事故または対物事故を起こした従業員などの安全運転教育費用を企業が負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-11 199ページ
記名被保険者やその従業員などが業務のためにご契約の自動車に搭乗中または一時的に自動車から離れている間に、犯罪行為によって傷害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。	6-12 199ページ
記名被保険者やその従業員などが業務のためにご契約の自動車に搭乗中または一時的に自動車から離れている間に、売上金などが盗難された場合に被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-13 202ページ
ご契約の自動車積載中の財物の盗難により、その財物に記録または記載されていた個人情報漏えいした場合の謝罪広告や謝罪のための物品購入などの費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-14 204ページ
ご契約の自動車を手放され、新たに自動車(車両入替の対象の自動車にかぎります。)を取得されて、入替のお手続きをお忘れになった場合は、取得された日の翌日から30日以内にご契約の自動車との入替の通知を行い当社が受領したときにかぎり、その間の事故を補償する特約です。	9-1 249ページ
所定の通知締切日までに当社またはお客さまのいずれか一方から安心更新サポートを適用しない旨の意思表示がないかぎり、一定の条件にもとづき保険契約を更新する特約です。	9-2 250ページ
お客さまの事情によらない理由により継続手続きがなされていない場合など、一定の条件を満たしていれば、ご契約満期日の翌日から30日以内にお手続きいただくことにより、満期日と同一の内容で継続されたものとしてご契約いただける特約です。 (注) 安心更新サポートが優先して適用されます。	9-3 252ページ

3 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いできません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されていますので、ご確認ください。



相手への賠償

人	お車・物
人	お車・物

対人賠償責任保険・対物賠償責任保険

- ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害
- 台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- 被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害
- 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ①記名被保険者
 - ②ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③被保険者の父母、配偶者または子
 - ④被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人
 - ⑤被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（ただし、被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎりません）。ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償されません。
- 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ①記名被保険者
 - ②ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

など



人身傷害補償保険

- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた損害
- 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
- 被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた損害
- 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害（その方の受け取るべき金額部分）
- 他の自動車に競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために搭乗中、またはそれらを行うことを目的とする場所において搭乗中に生じた損害
- 異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた損害

など



車両保険

- ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- 差押えなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他の自然消耗
- 故障損害
- タイヤ単独の損害（火災・盗難を除きます。）およびご契約の自動車に定着されていない付属品単独の損害（火災を除きます。）
- 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により生じた損害

など

【補償される運転者の範囲】

■年齢条件

運転者年齢条件特約が付帯されている場合は、次の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。

□記名被保険者が個人の場合は、次のいずれかの方のうちご契約の運転者年齢条件を満たさない方

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④上記①～③の方の業務に従事中的の使用者

⑤ご契約の自動車の所有者が法人である場合で、記名被保険者がその法人の役員となっているときは、その法人の業務に従事中的の使用者

□記名被保険者が法人（個人被保険者を設定している場合も含みます。）の場合は、ご契約の運転者年齢条件を満たさない方

■運転者限定

運転者限定特約が付帯されている場合は、限定運転者以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。

保険料のお支払いについて

保険料につきましては、以下のようなお支払い方法があります。

主なお支払い方法		払込期日	払込回数	
			分割払※1	一括払
□振 座替	保険料を□座振替によりお支払いいただく方法です。 なお、分割払の保険料は、一括払に比べて5%増※2となっています。	ご契約期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日※3(分割払の場合は、以降毎月の振替日)※4	○	○
クレジット カード	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法です。※5 なお、分割払の保険料は、一括払に比べて5%増となっています。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末(分割払の場合は、以降毎月の末日)※6	○	○
払込票	ご契約後、ご契約者に送付する払込票※7を、ゆうちょ銀行、損保ジャパン所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末	×	○
請求書	ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書※7で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末	×	○

※1 分割払はご契約期間が1年以上の場合に選択できます。なお、ご契約期間が1年の場合は、分割回数は12回となります。

※2 一定の条件を満たすご契約の場合、割増のない分割払でご契約できるケースがあります。

※3 原則26日となります。ただし、26日が休日などにあたる場合は翌営業日となります。また、金融機関によって振替日が異なる場合があります。

※4 初回口座振替特約を付帯した契約など一部のご契約の場合は、異なります。

※5 ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただけない場合は、ご契約後にご契約者に送付する登録はがきにより、ご自身でクレジットカード情報をご登録いただく必要があります。なお、登録はがきは保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

※6 クレジットカード会社からお客さまへの請求スケジュールは、クレジットカード会社により異なります。

※7 払込票、請求書は保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

(注1) お客さまの勤務先または所属する団体などを通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。詳細は43ページの「団体扱・集団扱」をご参照ください。

(注2) それぞれのお支払いの詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



ご契約時にご注意いただきたいこと



1.ご契約時にお申し出いただく内容

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

① 総契約台数

お客さまが所有し、かつ使用する自動車の総契約台数※により、ノンフリート契約またはフリート契約として取り扱い、保険料やご契約条件が異なります。ご契約時には正確な総契約台数をお知らせください。

※「総契約台数」とは、ご契約者が自らを記名被保険者として契約するご契約期間1年以上のご契約の自動車の合計台数をいいます。総契約台数には、損保ジャパンでのご契約に加え、損保ジャパン以外（共済を除きます。）でのご契約も含まれます。

② 記名被保険者・生年月日

ご契約の自動車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、記名被保険者の生年月日※もお知らせください。

※記名被保険者が個人の場合にかぎります。

③ 自動車の用途・車種、型式など

自動車の用途・車種、型式などについては、自動車検査証などでご確認ください。ご契約の自動車の用途・車種、型式などにより、保険料が異なります。

④ 自動車の初度登録年月（または初度検査年月）

ご契約の自動車の初度登録年月（または初度検査年月）をご確認ください。

新車割引

ご契約の自動車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車※で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月（または初度検査年月）から25か月以内の場合は、「新車割引」として保険料を割り引きます。

※自家用軽四輪乗用車の場合は、対人賠償責任保険・人身傷害補償保険・搭乗者傷害特約のいずれかを適用している場合に「新車割引」として保険料を割り引きます。

（注）登録番号標のない構内専用車などについては、この割引は適用できません。

エコカー割引

ご契約の自動車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車の電気自動車またはハイブリッド自動車で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月（または初度検査年月）から13か月以内の場合は、「エコカー割引」として保険料を割り引きます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注1) 登録番号標のない構内専用車、並行輸入車、型式不明車などについては、この割引は適用できません。

(注2) ご契約期間の初日が平成22年7月1日以降のご契約に適用されます。

⑤ 福祉車両割引

ご契約の自動車福祉車両割引の対象となる自動車かご確認ください。一定の条件を満たす場合は、保険料を割り引きます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑥ 前契約の有無・事故の有無

ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険（損保ジャパン以外の保険会社・共済を含みます。）を締結している場合やそのご契約期間中に事故があった場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ノンフリート等級や保険料を決めるための事項となります。

⑦ 他の保険契約の有無

他の現存契約（ご契約の自動車を同一とする他の自動車保険契約または共済契約）があるかご確認ください。

⑧ その他

以下の事実がある場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお知らせください。

- ・過去1年間に保険会社からの解除を受けたことがある場合
- ・過去2年間にご契約者、記名被保険者または限定運転者のうち特別危険保険料率適用予告通知書を受け取った方がいる場合

2. 運転者年齢条件の設定

次の条件をすべて満たすご契約に運転者年齢条件特約を付帯することができます。

- ・ノンフリート契約であること
- ・ご契約の自動車が次のいずれかの用途・車種であること
 - 自家用普通乗用車
 - 自家用小型乗用車
 - 自家用軽四輪乗用車
 - 二輪自動車
 - 原動機付自転車
- ・レンタカーおよび教習用自動車でないこと

次の(1)～(5)のいずれかの方の中で、ご契約の自動車を運転する可能性のある最も若い方の年齢によって次ページの①～④（ご契約の自動車が原動機付自転車の場合は①または②）の契約方法よりお選びください。設定された年齢条件の年齢よりも若い方が運転された場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。ただし、記名被保険者が個人のご契約の場合は、次のいずれにも該当しない方が運転中の事故に対しては、設定された年齢条件にかかわらず補償の対象となります。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 上記(1)～(3)の方の業務に従事中の使用人
- (5) ご契約の自動車の所有者が法人である場合で、記名被保険者がその法人の役員となっているときは、その法人の業務に従事中の使用人

○：補償されます ×：補償されません

契約方法	運転される方の年齢 20歳以下	21～25歳	26～29歳	30歳以上
①全年齢補償	○	○	○	○
②21歳以上補償	×	○	○	○
③26歳以上補償	×	×	○	○
④30歳以上補償	×	×	×	○

3.運転者範囲の設定

次の条件をすべて満たすご契約に運転者限定特約を付帯することができます。

- ・ノンフリート契約であること
- ・記名被保険者が個人であること
- ・ご契約の自動車が次のいずれかの用途・車種であること
 - 自家用普通乗用車
 - 自家用小型乗用車
 - 自家用軽四輪乗用車
- ・レンタカーおよび教習用自動車でないこと

次の契約方法のいずれかをお選びいただくことで、運転される方の範囲を限定することができます。

限定された運転者以外の方が運転中に事故を起こされた場合は保険金をお支払いできませんので、運転される方をご確認のうえお選びください。

契約方法	概要
運転者家族限定	ご家族※以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いしません。
運転者「本人・配偶者」限定	「記名被保険者またはその配偶者」以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いしません。

※「ご家族」とは以下の方をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

4. その他適用できる割引など

ノンフリート多数割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合は、「ノンフリート多数割引」を適用します。ご契約になる台数に応じて保険料を割引きます。

- ・ 保険契約者
- ・ 保険契約者の配偶者
- ・ 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- ・ リース業者が保険契約者となる場合はそのリースカーの借主

ご契約台数	割引率
2台	1%
3台以上5台以下	3%
6台以上	5%

(注) 複数証券でご契約になる場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

長期優良割引

次の条件を全て満たすご契約の場合は、「長期優良割引」として保険料を5%割引きます。

- ・ 新たなご契約（新契約）が20等級のノンフリート契約であること
 - ・ 前契約の等級が20等級であり、過去1年間無事故[※]であること
 - ・ 用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、二輪自動車、原動機付自転車であること
 - ・ レンタカーおよび教習用自動車でないこと
- ※等級すえおき事故は無事故とみなします。
※等級プロテクト特約[6・1](168ページ)により等級すえおき事故として取り扱われる事故は無事故とみなしません。

(注) 前契約のご契約期間が1年未満または1年超である場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

複数所有新規割引(セカンドカー割引)

既に11等級以上のご契約（他の自動車のご契約）があり、新たなご契約（新契約）が次の条件をすべて満たす場合は、「複数所有新規割引」として7(S)等級でご契約いただけます。ただし、ノンフリート契約にかぎりません。

- ・ 新契約および他の自動車のご契約における自動車の用途・車種が次のいずれかであること、または新契約および他の自動車のご契約における自動車がともに二輪自動車であること
自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）
自家用貨物車（小型・軽四輪）
自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下）
特種用途自動車（キャンピング車）
- ・ 他の自動車のご契約（損保ジャパン以外のご契約を含みます。）の等級が11～20等級であること
- ・ 新契約の記名被保険者および車両所有者が個人であり、かつそれぞれ次のいずれかに該当すること

新契約の記名被保険者

- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

新契約の車両所有者

- ・ 他の自動車のご契約の車両所有者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

中断特則

有効期間内の中断証明書（損保ジャパン以外の保険会社が発行したものを含みます。）をお持ちで、一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級を適用することができます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 保険料の主な決定要素

自動車保険の保険料は前記の割引や補償条件のほかに、主に以下の要素により決定されます。

① 等級

過去の保険事故歴などに応じてお客さまごとに等級が設定され、それにより保険料は割引または割増になります。詳しくは47ページをご確認ください。

フリート契約の場合は、自動車保険をご契約の「所有・使用自動車」の台数および契約全体での損害率によってご契約者ごとの割引・割増が年1回決定されるようになります。

② 料率クラス

自家用乗用車（普通・小型）の保険料体系は、対人賠償・対物賠償・傷害（人身傷害・搭乗者傷害）・車両の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度（1～9クラス）」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなる可能性があります。

毎年1回、自動車の型式別に事故の実績を算出（対人・対物・傷害・車両ごと）

同じ型式の自動車に乗る方全体の事故の実績が全体の平均に対して

一定より高い

料率クラスが
1つ上がります。

保険料が高くなる
可能性があります。

一定以内

料率クラスは
変わりません。

一定より低い

料率クラスが
1つ下がります。

保険料が安くなる
可能性があります。


③ 保険料の改定

全国の自動車保険の収支状況により、保険料の見直しを行うことがあります。お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、保険料は前年と異なることがあります。



6. 団体扱・集団扱

団体扱特約・集団扱特約は、団体・集団などと損保ジャパンの間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者・記名被保険者・車両所有者がそれぞれ下表のご加入条件に該当するときのみ付帯できます。なお、ご契約後に下表に該当しなくなった場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

		ご加入条件 (団体扱・集団扱 の対象となる方)	 団体扱・集団扱の対象とならない方の例
ご契約者	団体扱	団体（企業など）に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方（ご本人） [※] など	<ul style="list-style-type: none"> ・団体から給与の支払いを受けていない方（ご家族、他団体からの出向者、派遣の方など） ・団体に勤務していない方（ご家族、取引業者、下請業者など） ・団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方（アルバイト・臨時雇の方など） 【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】 団体を退職された方 [※] など
	集団扱	次のいずれかに該当する方 ・集団の構成員（役員・従業員を含みます。） ・集団を構成する集団の構成員（役員・従業員を含みます。） ・集団	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の集団扱の対象となる方の「ご家族」 ・集団の構成員でない方（取引業者など）
記名被保険者 車両所有者		次のいずれかに該当する方 ・ご契約者ご本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・別居の結婚しているお子さま ・別居の扶養していないご父母 ・別居の就職しているお子さま など

※ 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。



(注1) 集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件ご確認のお願いをしております。

(注2) ご加入条件の詳細い内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1.ご契約内容の変更

ご契約後に、次の事例のように、ご契約内容が変更になる場合や、ご契約条件の変更を希望する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡の内容によっては、保険料が変更になることがあります。

ご通知が必要な場合		
 <p>①用途・車種、登録番号(車両番号)の変更※1※3</p>	 <p>②契約時に告知いただいた前契約の事故件数の変更※1</p>	 <p>③ご契約の自動車を主に使用する方の変更※2</p>
 <p>④自動車の改造、付属品の装着・取り外しで自動車の価格が変わる場合※2</p>	 <p>⑤ご契約者の住所変更</p>	 <p>⑥前契約の解除</p>
 <p>⑦運転者年齢条件、運転者範囲などの変更※2</p>		



- ※1 これらの事例のように、ご契約時に告知いただいた内容に変更が発生する場合で、ご連絡がないときは、ご契約を解除させていただくことがあります。また、ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。
- ※2 ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことなどの不利益が生じることがあります。
- ※3 変更後の用途・車種などによっては、特約が自動的に付帯または削除されることがあります。

2.自動車の譲渡

ご契約期間の途中で、ご契約の自動車を譲渡された場合でも、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は譲受人には移りません。

保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡のうえ、手続きをおとりください。手続きをおとりになるまでの間に生じた損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



3.自動車の入替

新たに自動車を取得する場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

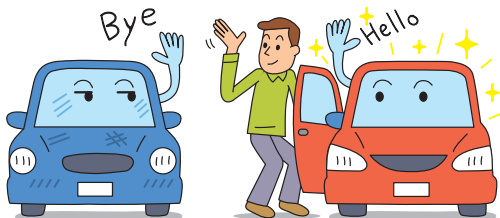
新たに取得した自動車で生じた事故を補償するには、次の①または②のいずれかの手続きが必要です。

- ①ご契約の自動車との車両入替手続き※により、ご契約を有効に存続させる
- ②取得した自動車に新たな保険をご契約いただく

この手続きをされるまでの間に、新たな自動車で生じた事故は補償されませんのでご注意ください。

※ご契約の自動車と同一範囲の用途・車種（102ページ＜別表Ⅱ＞）の自動車が対象です。

(注) ご契約の自動車を廃車、譲渡またはリース業者へ返還した場合や、上記①の手続きによって無保険となった自動車に対しても保険の手当てが必要な場合は、別途入替の手続きを行うことができる場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



⚠️ もしも、入替の申し出を忘れてしまったら・・・

[自動車の入替における自動補償]

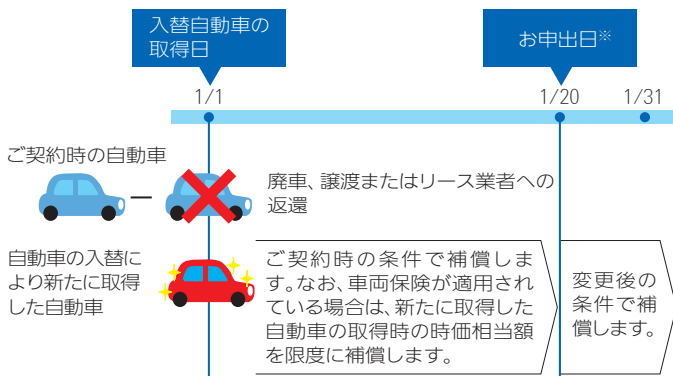
(契約自動車の入替自動補償特約 9-1 (250ページ) 自動セット)

ご契約の自動車と同一範囲の用途・車種（102ページ＜別表Ⅱ＞）の自動車を新たに取得した日（取得日といいます。）の翌日から30日以内に、ご契約の自動車との入替手続きを行った場合は、取得日からお申出日※までの間も、新たに取得した自動車をご契約の自動車とみなして補償します。

(注1) ご契約の自動車を廃車、譲渡またはリース業者へ返還される場合にかぎりません。

(注2) 記名被保険者が法人であるフリート契約は対象になりません。

〈例〉1月1日に新たに自動車を取得したが、お申し出が1月20日となった場合



※自動車の入替について取扱代理店または損保ジャパンが通知を受けた日

(注) 自動補償されるのは新たに取得した自動車の取得日以降となります。取得日が客観的資料により確認できない場合は、自動車検査証などに所有者の氏名が記載された日または登録識別情報制度により所有者として登録された日以降となります。

4.ご契約の解約

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。損保ジャパンの定めるところにより計算した保険料を追加請求し、または返還します。

詳しくは、解除の場合の保険料の取扱い一覧(260ページ)をご確認ください。

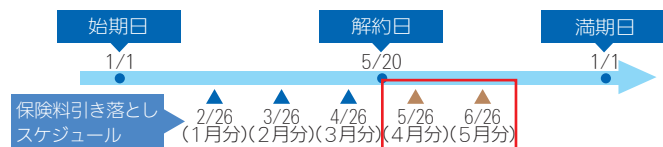


解約後でも保険料が 口座から引き落とされることがあります。

お支払いいただくべき保険料の未払込分がある場合は、解約日以降に保険料をお引き落としします。なお、この保険料がお引き落としできない場合は、解約日または解約日より前の日付に遡ってご契約を解除することがあります。この場合、7等級以上のノンフリート等級が次の契約へ継承できなくなりますので、ご注意ください。

〈例〉1月1日始期の契約(口座振替)を5月20日に解約された場合

保険契約の解約日は5月20日ですが、口座振替の停止月を解約日以降に設定した場合は、解約日以降の口座振替日に保険料が引き落とされます。



解約後であっても、必要な回目まで保険料が引き落とされることがあります。この場合、6/26の引き落としまで保険料が必要になります。



ご家族※で複数の自動車保険をご契約されている場合は、 補償が削除されることがあります。

解約されるご契約に次のいずれかの補償・特約が適用されており、ご契約されている他の自動車の自動車保険にこの補償・特約を適用していない場合は、ご契約を解約することによりご家族に対する補償が削除されます。ご契約を解約される場合は、ご家族に必要な補償を見直し、ご契約されている他の自動車のご契約へ補償・特約を追加で適用する必要がないかご確認ください。

- ・人身傷害補償保険
- ・ファミリーバイク特約(人身・自損)
- ・弁護士費用特約
- ・個人賠償責任特約

※「ご家族」とは、以下の方をいいます。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

5.保険金支払い後の保険金額

保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

6.ご契約者が死亡された場合

ご契約者が死亡された場合は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務がご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。

7.保険金または損害賠償額の代理請求

被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として保険金または損害賠償額を請求することができます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.ノンフリート等級別料率制度

ノンフリートのご契約では、1等級から20等級までの等級区分により保険料が割引・割増となる等級別料率制度を適用しています。

【初めてご契約になる場合】

①初めてご契約になる場合は、6(S)等級からのスタートとなります。

年齢条件	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	年齢条件対象外の車種
割増 (%)	30%	10%			0%

②11等級以上のご契約に既に加入されている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約になる場合で、用途・車種など一定の条件を満たすときにかぎり、「複数所有新規割引」(41ページ)として7(S)等級からのスタートになります。

年齢条件	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	年齢条件対象外の車種
割増引 (%)	10%割増	10%割引			30%割引

(注) 運転者の年齢条件により、上表の割増引となります。

【継続でご契約になる場合】

翌年度のご契約は、1年間無事故の場合、1等級上がり、最高20等級が適用されます。事故を起こされた場合は、事故件数1件につき3等級下がります。ただし、自動車の運行に関係のない事故などの場合は、「ノーカウント事故」や「等級すえおき事故」として取り扱うことがあります。なお、記名被保険者が変更となった場合でも、同居の親族間などの一定の範囲内である場合は、等級を継承できることがあります。

(注1) 前契約の満期日または解約日以降その翌日から起算して7日以内をご契約期間の初日とする新たな保険をご契約されない場合は、原則として7等級以上の等級を引き継ぐことができませんのでご注意ください。

(注2) 前契約(損保ジャパン契約にかぎり)が1年未満の短期契約であっても、前々契約と通算して1年間無事故で満期を迎えられた場合など一定の条件を満たす場合は、次契約の等級が1等級上がります。

(注3) 満期日の翌日から180日以内にご契約のお申し出をいただいた場合は、一定の条件を満たしているときにかぎり、満期時にご継続されたときと同様に等級を定めることができます。ただし、新たなご契約(新契約)の初日はお申出日以降となりますので、お申出日まで生じた事故は補償されません。

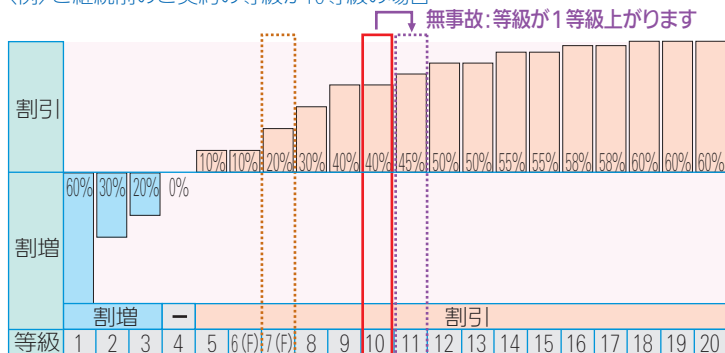
(注4) 前契約が解除された場合は、7等級以上の等級は継承できません。なお、ご契約締結後に前契約が解除された場合も同様とします。(この場合は、等級の訂正により差額保険料をいただくことになりますのでご注意ください。)

(注5) 過去13か月以内に締結されていたご契約がある場合で、次契約が1～5等級になるときは、その等級を引き継ぐことがありますのでご注意ください。

(注6) 損保ジャパンから他の保険会社などに移行した場合における事故件数の数え方は、他の保険会社などの規定によります。

(注7) 前契約のご契約期間が1年未満または1年超である場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<例>ご継続前のご契約の等級が10等級の場合

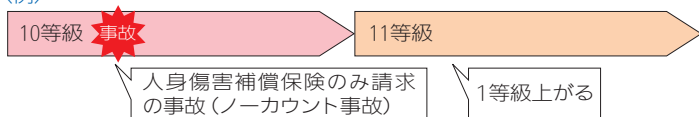


(注) 下記の事故については取扱いが異なりますのでご注意ください。

①ノーカウント事故

次の補償に関する事故、またはこれらの組み合わせの事故の場合は、次回契約時の等級適用の際に事故が無かったものとして取り扱います。(現在のご契約の等級から1等級上がります。)

〈例〉



- 搭乗者傷害特約 ●人身傷害補償保険 ●無保険車傷害特約
- 事故時代車費用特約 ●宿泊・移動費用特約 ●人身犯罪被害事故特約
- 人身家族おもいやり特約 ●安全運転教育費用特約
- ファミリーバイク特約(人身・自損) ●傷害保険特約 ●弁護士費用特約
- 個人賠償責任特約 ●疾病保険特約 ●がん保険特約
- 搭乗中の犯罪被害傷害特約
- 対人賠償保険の臨時費用保険金のみのお支払い

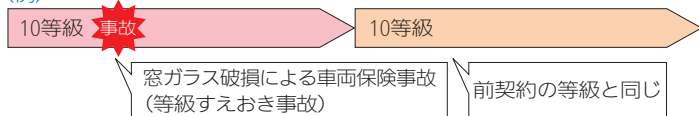
(注1) 車両無過失事故に関する特約により、無事故として取り扱う事故は、ノーカウント事故として取り扱います。

(注2) 前契約の保険期間が1年超である場合は、取扱いが上記と異なることがありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

②等級すえおき事故

次の(1)かつ(2)に該当する場合は、次回契約時の等級適用の際に等級が下がらず、すえおきとなります。(現在のご契約の等級と同じ等級になります。)

〈例〉



(1) 下記の補償に関する事故、またはこれらの組み合わせの事故であること

- 車両保険 ●リースカーの車両費用保険特約 ●車両積載動産特約
- 個人情報対策費用特約 ●積載中の売上金盗難特約



(2) 事故発生原因が下記のいずれかに該当する事故であること

- 火災または爆発(他物との衝突・接触、転覆または墜落により生じた事故を除きます。)
- 盗難
- 騒じょう、または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 台風、たつ巻、洪水または高潮
- 落書、いたずらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為
- 窓ガラスの破損
- 飛来中または落下中の他物との衝突
- 上記のほか偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突・接触、転覆または墜落により生じた事故を除きます。)

(注1) 「等級プロテクト事故」(等級プロテクト特約 [6-1](#) (168ページ) により、等級がすえおかれる事故をいいます。)は、等級すえおき事故として取り扱います。

(注2) 「等級すえおき事故」と「ノーカウント事故」の組み合わせの事故は、等級すえおき事故として取り扱います。

(注3) 前契約の保険期間が1年超である場合は、取扱いが上記と異なることがありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9.安心更新サポート

記名被保険者が個人で、ご契約の自動車の用途・車種が自家用8車種の場合は、一部のご契約※1を除き安心更新サポート特約「9-2」(251ページ)が必ず付帯されます。この特約では、ご契約の更新の際に万が一お客さまとご連絡がとれない場合など、以下の通知締切日までに当社またはお客さまのいずれかから申し出がないかぎり、前年と同条件※2で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

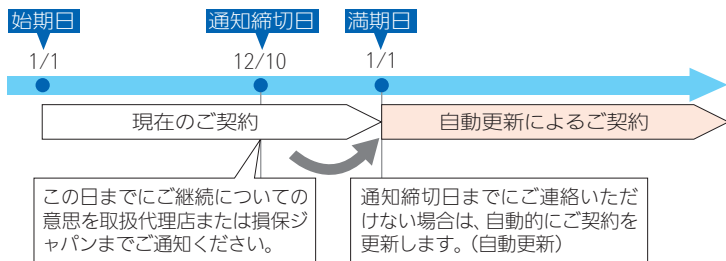
通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日より異なります。

保険契約の満期日	通知締切日
毎月1日～15日	満期日前月の10日
毎月16日～末日	満期日前月の25日

※1フリート契約、記名被保険者が法人のご契約、ご契約の自動車が自家用8車種以外のご契約など

※2車両保険の保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約の内容により、その他の契約条件も一部変更させていただく場合があります。

〈例〉1月1日始期のご契約の場合



10.ご契約を中断される場合（「中断特則」について）

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合は、ご請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級を適用することができます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注) 原則として、ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）から13か月以内に取扱代理店または損保ジャパンにご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができませんので、ご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。

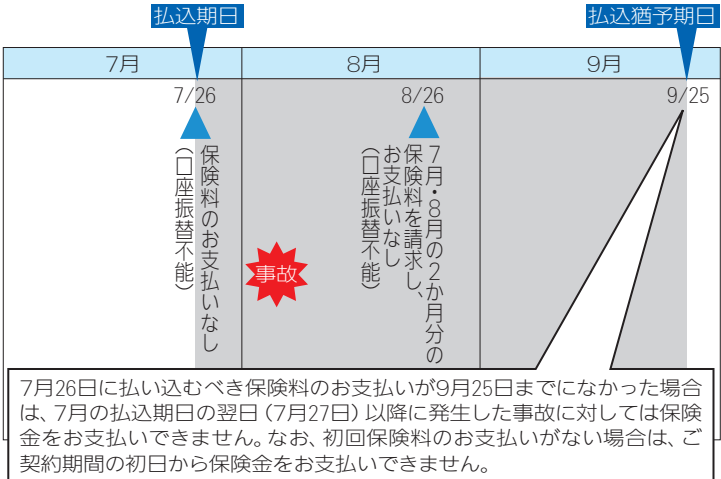
11.保険料不払い時の取扱い

払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日※の属する月の翌々月の25日までの期間）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は、保険期間の初日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いできません。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、保険契約を解除させていただきます。

※「払込期日」については「保険料のお支払いについて」(37ページ)をご確認ください。

〈例〉払込猶予（保険料のお支払いがなかったことが、故意による場合※を除きます。）と保険契約の関係（分割払の場合）



※「保険料のお支払いがなかったことが故意による場合」の払込猶予期間は、払込期日の翌月末になります。

(注) 団体扱契約、集団扱契約などは上記と取扱いが異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

詳しくは、保険料のお支払いに関わる特約(206ページ以降)をご確認ください。

12.保険金のご請求にあたって

保険金のご請求にあたっては、基本条項 **1-5** に定める書類の他、以下の書類をご提出いただく場合があります。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および被保険者または保険の対象であることが確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、交通事故証明書 など
③	保険の対象の価額、保険契約者または被保険者が被った損害の範囲や額および損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類	見積書、領収書、他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払い内訳書 など
④	傷害の程度を証明する書類	レントゲン・MRI など
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	保険契約者または被保険者が負担した費用が確認できる書類	各種費用特約の費用負担を立証する書類 など

上記の書類をご提出いただくなど、基本条項 **1-5** に定める請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。